

第63回「法の日」週間行事を実施しました

10月1日は「法の日」です。

「法の日」は、昭和35年、政府によって「国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。これに基づき、裁判所、法務省及び日本弁護士連合会では、毎年10月1日からの1週間を「法の日」週間としています。広島県内では、この「法の日」週間にあわせて、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会・法テラスが協力し様々な行事を行っています。

ここでは、実施した行事の中でも主な行事である「法の現場」見学ツアーについて紹介します。

令和4年度実施分

ツアーの概要

- ・ **内容**
各機関の施設見学及び業務説明など
- ・ **実施日時**
 - < Aコース > 10月14日(金) 13:30~16:35
 - < Bコース > 10月18日(火) 8:45~11:50
 - < Cコース > 10月26日(水) 13:30~16:35
- ・ **見学先**
 - < Aコース > 広島地方検察庁→広島家庭裁判所→広島弁護士会
 - < Bコース > 広島地方裁判所→広島地方検察庁→法テラス広島
 - < Cコース > 広島弁護士会→広島地方裁判所→広島法務局
- ・ **所要時間**
各コース 約3時間5分
(1機関当たりの見学時間は50分程度)
- ・ **定員**
各コース 10名

参加者の感想

- ・ なかなか入る機会のない場所を見学できてよかった。貴重な経験となった。
- ・ 法曹機関というと怖いイメージがあったが、どの機関でも優しく質問に答えてくれた。
- ・ 将来の進路を考える上で参考になった。
- ・ 現場の空気感を感じたり、テレビ等で聞いたことと実際の現場の違いを学ぶことができた。
- ・ 司法の場を身近に感じることができ、とても有意義な時間だった。

ツアーの様子は次ページから➡

Aコース 令和4年10月14日(金) 13:30~16:35

広島地方検察庁



検察官から検察庁の業務について説明（写真）があり、検察官執務室や被害者相談室などを見学していただきました。

広島家庭裁判所



職員から家庭裁判所の役割について説明があり、少年審判廷（写真）や調停室、家族面接室などを見学していただきました。

広島弁護士会



弁護士から弁護士会の活動や各法律相談センター事業について説明があり、弁護士会館を見学（写真）していただきました。

Bコース 令和4年10月18日(火) 8:45~11:50

広島地方裁判所



職員から裁判所の役割や裁判の仕組みについて説明（写真）があり、裁判官席に座るなどの体験をしていただきました。

広島地方検察庁



検察官から検察庁の業務について説明（写真）があり、検察官執務室や被害者相談室などを見学していただきました。

法テラス広島



職員及び常勤弁護士から法テラスの業務やスタッフ弁護士の役割について説明（写真）があり、事務室を見学していただきました。

Cコース 令和4年10月26日(水) 13:30~16:35

広島弁護士会



弁護士から弁護士会の活動や各法律相談センター事業について説明があり、弁護士会館を見学（写真）していただきました。

広島地方裁判所



職員から裁判所の役割や裁判の仕組みについて説明（写真）があり、裁判官席に座るなどの体験をしていただきました。

広島法務局



職員から法務局の概要について説明（写真）があり、登記申請窓口や供託に関する事務を行う事務室などを見学していただきました。